

二地域居住を加速する「デュアルスクール」推進事業コーディネート・サポート強化業務 公募型プロポーザル募集要項

徳島県立総合教育センター

「二地域居住を加速する『デュアルスクール』推進事業コーディネート・サポート強化業務」の業務委託者を選定するため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集します。

1 業務概要

(1) 業務名

二地域居住を加速する「デュアルスクール」推進事業コーディネート・サポート強化業務

(2) 目的

徳島県（以下、「県」という。）が取り組む、「二地域居住を加速する『デュアルスクール*』推進事業（以下、「本事業」という。）」のコーディネート及びサポートを強化することにより、地方と都市の交流人口や関係人口の増加による地方創生と少子化への対応、地方と都市の学校を結ぶ教育環境を創造することによって、双方の視点に立った考え方でできる人材を育成するとともに、「二地域居住」や「移住」の促進にもつなげる本事業の一層の推進を図る。

※ 取組概要は、県ホームページ掲載の「地方と都市を結ぶ新しい学校のかたち『デュアルスクール』」（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/gakkokyoiku/2016080900084>）を参照すること。

(3) 業務実施形態

委託業務

(4) 業務内容

次の内容を含む事業実施計画を策定し、業務を実施すること。

ア コーディネート業務

- ①県が行う業務の支援
- ②県・市町村・学校と実施希望家族とのコーディネート
- ③実施希望家族への支援

イ サポート業務

- ①将来的に実施をめざす市町村を対象としたマニュアルの作成
- ②実施に当たってのチェックリストの作成（4者連絡や準備物の確認、担当者会の開催など）
- ③実施に向けての伴走フォロー（区域外就学の調整、受入に関する調整など）
- ④デュアルスクール説明会の企画運営（市町村向け、学校向け）
- ⑤児童生徒・学校のサポート要員の発掘・育成
- ⑥実施家族の集客支援

ウ その他、本事業の推進に効果的と思われる提案業務

※ 詳しくは、別添の業務仕様書を参照すること。

(5) 委託期間

委託契約締結日（令和7年4月1日以降）から令和8年3月31日までとする。

(6) 見積限度額

本業務の見積限度額は2,365千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
なお、上記金額は予算額の上限であって契約額ではないので留意すること。

※ただし、県の令和7年度予算の成立及び国交付金の交付決定がなされなかった場合又は減額となった場合には、本事業の全部又は一部を実施しない場合がある。

2 委託契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案書を募集し、その内容及び令和7年3月下旬に開催する企画提案選定委員会におけるプレゼンテーション内容を審査して委託候補者を選定し、その応募者を契約予定者とする。

3 応募資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者
- (3) 事務所や支店等が徳島県内に所在する企業等である者
- (4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者
- (5) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
 - ウ 破産法(平成16年法律第75条)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (9) 最近3年間、本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を、プロポーザル参加申込日から選定委員会の開催日までの期間内に受けていないこと。

4 資格審査の申請の方法

3の(2)に係る資格審査を希望する者は、一般競争入札参加資格申請書(この様式については県ホームページからダウンロードするか、県において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して5の(1)に示す提出期限までに管財課調度担当まで持参し、登録申請を行うこと。(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応じること。)なお、資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

5 応募の手続等

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 参加申込書の提出

提出書類(各1部提出)

 - ア 参加申込書(様式第1号)
 - イ 提案団体の概要(様式第2号)

提出期限
令和7年3月10日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 企画提案書の提出

提出書類(各6部(正本1部・副本5部)提出)

 - ア 企画提案書(様式第3号)
 - イ 事業計画書(様式第4号)
 - ウ その他の添付資料
 - ・法人登記簿謄本(法人格を有しない場合は、これに類するもの)

- ・定款又は寄付行為(法人格を有しない場合は、これに類するもの)
- ・直近の決算又はこれに類する書類
- ・企業等の概要が分かる資料(パンフレット等)

提出期限

令和7年3月17日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

参加申込書及び企画提案書は、持参又は郵便(書留郵便又は配達証明)により提出すること。

(4) 送付先及び問合せ先

〒779-0108

板野郡板野町犬伏字東谷1-7

徳島県立総合教育センター 学校経営支援課 経営支援担当

電子メール keicishien@mt.tokushima-ec.ed.jp

電話 (088) 672-6420

ファクシミリ (088) 672-6411

6 プロポーザルの応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格または無効となり、県からその旨を通知する。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 応募資格の要件を満たしていない場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 見積金額が見積限度額を超えた場合

オ 本公募要項に違反すると認められる場合

カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合

キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

ア 応募は1参加者につき1件とする。

イ 応募書類の提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。

ウ 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

エ 書類の作成は、A4縦版(片面印刷)横書きとし、11ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。

オ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

カ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

キ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。

7 応募書類等に係る質問

(1) 質問の受付期限

令和7年3月3日(月)午後5時まで(必着)

(2) 質問の提出

質問は、質問書(様式第5号)により行うものとし、5の(4)に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や提案書提出手続に関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

電子メール又はファクシミリにより回答し、随時、県ホームページ内にも掲載する。

8 選定方法等

県は、二地域居住を加速する「デュアルスクール」推進事業コーディネート・サポート強化業務企画提案選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置し、書類及び応募者によるプレ

ゼンテーション審査により、別表「評価項目及び評価基準」に基づき企画提案の内容を審査し、委託候補者を選定する。

- (1) 選定委員会は、令和7年3月下旬の開催を予定しており、日時及び場所については、応募者へ別途通知する。なお、プレゼンテーション審査を欠席した応募者は、当公募型プロポーザルを辞退したものとみなす。
- (2) 応募者は15分以内でプレゼンテーションを行い、選定委員からの質疑に応答すること。また、プレゼンテーション審査において、事前に提出された企画提案書に記載していない提案内容を追加することは認めない。
- (3) 選定委員会は、選定委員の評価に基づく総合得点が最も高い応募者を委託候補者として選定し、県に報告する。なお、総合得点が最も高い応募者が複数ある場合は、その中で見積金額が最も低い者を委託候補者とする。また、応募者が1者のみの場合は、選定委員会の意見を踏まえ、総合的に適否の判断を行う。ただし、適の判断を行う場合は、全選定委員の評価基準合計点の平均点が60点以上でなければならない。
- (4) 選定結果は、辞退者を除く応募者全てに対して文書によって通知するとともに、県ホームページにて公表する。
- (5) 審査の結果、適切な委託候補者がいない場合は、委託候補者なしとした上で再募集を行う。

9 日程

令和7年2月21日(金)	募集開始
令和7年3月3日(月)	質問書の提出締切
令和7年3月10日(月)	<u>参加申込書の提出締切</u>
令和7年3月17日(月)	<u>企画提案書の提出締切</u>
令和7年3月下旬	<u>企画提案選定委員会</u> （開催日時等については別途連絡する。） ※ <u>応募者はプレゼンテーションを実施</u>
令和7年3月下旬	選定結果通知

10 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、令和7年3月17日(月)午後5時までに、応募辞退届(様式第6号)を5の(4)に示す提出先へ提出すること。なお、辞退の届出は、持参又は郵便(書留郵便又は配達証明)により提出すること。

11 費用負担

企画提案書等作成のほか、審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

12 契約の締結

- (1) 公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会から委託候補者の報告を受けた者を契約予定者として、契約締結の協議を行う。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に、改めて事業計画書及び見積書を徴して、契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。

(別表)

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準
業務内容の理解度	・「二地域居住を加速するデュアルスクール推進事業」の取組を理解し、目的に即した有効な提案がなされているか。
提案内容の実効性	(1) コーディネート業務 ・県が行う業務の支援を的確に実施できるか。 ・県・市町村・学校と実施希望家族とのコーディネートを的確に実施できるか。 ・実施希望家族への支援を的確に実施できるか。 (2) サポート業務 ・実施に当たってのサポート体制が整っているか。 ・実施内容について具体的な提案がなされているか。 (3) その他提案業務 (任意) ・本業務について、効果的な追加提案がなされているか。
業務遂行の確実性	・委託業務を確実に遂行できる経営状況、組織体制であるか。 ・スケジュールは妥当か。
経費の妥当性	・事業計画書の内容と収支計画の整合が図れているか。